

## 太田市経営発展支援事業・初期投資促進事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 太田市経営発展支援事業（以下「本事業」という。）の実施に当たっては、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知。以下「国要綱」という。）、新規就農者確保緊急円滑対策実施要項（令和5年12月1日付け5経営第2016号農林事務次官通知。以下「国要綱その2」という。）、群馬県就農準備資金・経営開始資金給付事業実施要領（令和4年4月1日付け農構第7-2号）及び太田市補助金等に関する規則（平成17年太田市規則第76号）に定めるもののほか、この要綱に定めるものとする。

### (交付対象者)

第2条 本事業の補助金の交付を受けることができる者は、国要綱別記1の第5の1若しくは国要綱別記2の第5の2又は国要綱その2別記2の第5のIIに1に規定する要件を満たす者とする。

### (補助対象事業)

第3条 本事業の補助対象となる事業内容は、国要綱別記1の第5の2又は国要綱その2別記2の第5のIIの2の（3）に掲げる要件を満たす取組とする。

### (補助金の額)

第4条 市長は、次に掲げる要件により市の予算の範囲内で、当該補助金を交付するものとする。

(1) 本事業の交付対象とは、前条の取組に必要な経費とし、交付する補助金の額は、補助対象事業額の4分の3以内の額とする。ただし、当該補助対象事業額は、1,000万円を上限とし、国要綱別記2の経営開始資金又は就農準備資金の交付を受ける場合は、500万円を上限とする。

(2) 夫婦で農業経営を開始し、以下の要件を満たす場合は、夫婦合わせて、前号の補助対象上限額に1.5を乗じて得た額（1円未満は切捨て）を上限額とする。

ア 家族経営協定を締結しており、夫婦が共同経営者であることが規定されていること。

イ 主要な経営資産を夫婦で共に所有し、又は借りていること。

ウ 夫婦共に目標地図（農地1筆毎に将来誰が耕作するのか定めた具体的な農地利用の姿を明確化した地図をいう。以下同じ。）に位置づけられた者等となること。

(3) 複数の青年就農者が農業法人を設立し共同経営する場合は、当該各青年就農者（当該農業法人及び青年就農者それぞれが目標地図に位置づけられた者等に限る。）について

て、経営開始資金の交付を受ける場合は500万円、受けない場合は1,000万円（当該法人に夫婦を含む場合は、当該夫婦について、経営開始資金又は就農準備資金の交付を受ける場合は750万円、受けない場合は1,500万円）を、当該各青年就農者全てについて合算した額又は2,000万円のいずれか低い額を上限額とする。なお、交付年度の前年度より前に経営開始している農業者が、当該農業法人の役員に1名でも存在する場合は、交付の対象外とする。

(承認申請等)

第5条 本事業の補助金を受けようとする者は、国要綱別記1の第5の1の(4)に規定する経営発展支援事業計画又は国要綱その2別記2の第5のIIの1の(4)に規定する初期投資促進事業計画を市長に承認申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定により経営発展支援事業計画又は初期投資促進事業計画等の承認申請があった場合は、内容について審査することとし、承認の可否を決定するとともに、その決定の内容を太田市経営発展支援事業計画・初期投資促進事業計画等（変更）承認等決定通知書（様式第1号）により、当該申請者に通知するものとする。

3 前項の承認を受けた者は、経営発展支援事業計画又は初期投資促進事業計画等に記載された取組について次の各号に掲げる変更が生じた場合には、市長に計画の変更の承認の申請（以下「変更申請」という。）をするものとする。

- (1) 補助対象事業内容の新設又は廃止
- (2) 補助対象事業額の増額
- (3) 補助対象事業額又は国庫補助金の30パーセントを超える減額

4 市長は、前項の規定により経営発展支援事業計画もしくは初期投資促進事業計画等の変更申請があった場合は、第2項の手続を準用し、当該申請者に通知するものとする。

(交付申請等)

第6条 前条第2項の承認の決定を受けた者は、太田市経営発展支援事業・初期投資促進事業費補助金交付申請書（様式第2号）を作成し、市長に補助金の交付を申請するものとする。

2 前項の申請に際し、当該補助金において仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、当該申請時において、

当該仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

- 3 市長は、第1項の規定により交付申請書の提出があった場合は、当該申請書の内容を審査するとともに、申請の内容が適當であると認めたときは、当該補助金の交付決定を行い、太田市経営発展支援事業・初期投資促進事業費補助金交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。
- 4 本事業の着手は、原則として前項の交付の決定に基づき行うものとする。ただし、前条第2項により承認を受けた者が前項の交付決定前に着手する場合にあっては、その理由を明記した太田市経営発展支援事業・初期投資促進事業費補助金交付決定前着手届（様式第4号）を市長に提出するものとする。

（実績報告）

第7条 前条第3項の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、経営発展支援事業計画又は初期投資促進事業計画等に記載された取組を完了したときは、太田市経営発展支援事業・初期投資促進事業費補助金実績報告書（様式第5号）を作成し、市長に報告するものとする。

（補助金額の確定）

第8条 市長は、前条の規定により交付決定者から実績報告を受けた場合においては、その報告内容が補助金の交付決定の内容に適合するものであるか調査し、これが適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付決定者に太田市経営発展支援事業・初期投資促進事業費補助金額確定通知書（様式第6号。以下「確定通知」という）を通知することとする。

（補助金の請求）

第9条 交付決定者は、前条の確定通知に係る補助金の請求をするときは、太田市経営発展支援事業・初期投資促進事業費補助金請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（就農状況報告等）

第10条 交付決定者は、事業実施の翌年度から経営発展支援事業計画又は初期投資促進事業計画等に定めた目標年度（当該事業に係る実施年度の4年後の年度をいう）の翌年度まで、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月（第7条の実績報告後1回目の報告においては、実績報告後又は就農後からの期間）の就農状況報告（様式第8号）を市長に提出するものとする。

- 2 交付決定者は、前項の報告に際し、毎年1回（原則、毎年1月末までの就農状況報告時）に、国要綱別記1別紙様式第4号別添5の「環境負荷低減のクロスコンプライアン

スチェックシート」も併せて市長に提出するものとする。この場合、当該チェックシートに記載された各取組について、前回のチェックシートの提出以降（実績報告後1回目の報告においては、実績報告後又は就農後からの期間）において、当該各取組を実施した旨を該当欄にチェックすることとする。

- 3 交付決定者は、経営発展支援事業計画又は初期投資促進事業計画等に定めた交付期間内に氏名、住所又は電話番号等を変更した場合は、変更後1か月以内に住所等変更届（様式第9号）を市長に提出するものとする。ただし、国要綱別記2の第6の2の（6）のイ又は国要綱その2別記2の第6の5の（2）により交付決定者が住所等変更届を提出した場合は、市長は本報告を行ったものとみなすことができる。
- 4 交付決定者は、第7条の実績報告後に就農する場合は、就農後1か月以内に就農届（様式第10号）を市長に提出する。ただし、国要綱別記2の第6の1の（7）エもしくは国要綱その2別記2の第6の5の（3）の報告を市長に提出した場合は、当該報告をもって提出したものとみなすことができる。
- 5 交付決定者は、予定の期間内に本事業が完了しない場合、事業の遂行が困難となった場合若しくは本事業により導入した機械・施設等の耐用年数が残存する間に使用が困難となった場合は、その旨を市長に速やかに報告するものとする。

#### （就農状況確認）

第11条 市長は、前条第1項の規定により就農状況報告を受けた場合は、国要綱別記1の第8の7の(2)又は国要綱その2別記2の第8の7の（2）に定めるサポートチーム（以下「サポートチーム」という。）と協力し、交付決定者の営農状況を確認し、必要な場合はサポートチームと連携して適切な助言及び指導を行うものとする。なお、就農状況報告の確認、助言及び指導は、国要綱別記1及び国要綱その2別記2に規定する別紙様式第7号で定める「就農状況確認チェックリスト」を用いて、交付決定者の状況に応じた効果的な方法で実施するものとする。

- 2 市長は、経営状況の確認として、前項の確認に加え当該サポートチームと協力して交付決定者の経営状況の把握に努めることとし、交付決定者の事業実施に係る年度の翌年度から2年間、必ず年1回は、第1号から第3号までの方法により、前項の就農状況チェックリストを用いて、交付対象者の経営状況及び課題を交付決定者とともに確認し、必要な場合は適切な助言及び指導を行うものとする。

#### （1）交付決定者との面談

- ア 営農に対する取組状況
- イ 栽培・経営管理状況

ウ 経営発展支援事業計画・初期投資促進事業等の達成に向けた取組状況

エ 労働環境等に対する取組状況

(2) ほ場確認

ア 耕作すべき農地の遊休化に関する状況

イ 農作物の適切な生産状況

(3) 書類確認

ア 作業日誌

イ 帳簿

ウ 農地の権利設定の状況が確認できる書類の写し（農地基本台帳、農地法（昭和27年法律第229号）第3条の許可を受けた使用貸借、賃貸借若しくは売買契約書、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）附則第5条に基づく公告があった農用地利用集積計画、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）附則第9条に基づく公告があった農用地利用配分計画、同法第18条に基づく公告があった農用地利用集積等促進計画、都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30年法律第68号）第4条第1項の規定に基づく事業計画又は特定作業受委託契約書のうち該当する箇所のいずれかの書類の写し）

（サポート体制の整備）

第12条 市長は、交付決定者の「経営、技術」及び「営農資金」並びに「農地」の各課題に対応できるよう、群馬県東部農業事務所、農業協同組合、株式会社日本政策金融公庫その他の金融機関、農業委員会等の関係機関に所属する者及び指導農業士等の関係者で構成するサポート体制を構築するものとする。この場合において、市長は、国要綱で定める様式により、当該サポート体制等を記載した新規就農者に対するサポート計画を新規就農者の支援ニーズを把握した上で作成し、ポータルサイト及び全国データベースに登録し公表するものとする。ただし、国要綱別記2の別紙様式第25号別添に係る地域サポート計画を作成している場合は、当該計画の公表をもって本事業の地域サポート計画を作成し、公表したものとみなすことができる。

2 市長は、前項に定めるサポート体制の中から、交付決定者ごとに「経営・技術」、「営農資金」又は「農地」のそれぞれの専属の担当者（サポートチーム）を選任し、交付決定者に係る上記各課題の相談先を明確にするものとする。この場合において、市長は、当該サポートチームについては新規就農者の農業経営、地域生活等の諸課題に対して適切な助言及び指導が可能な農業者を参画させることを必須とし、当該農業者については交付対象者の農業経営、地域生活等に関する相談に応じるものとし、必要に応じて助言

及び指導を行うものとする。

3 交付決定者が早期に経営を安定・発展させ、地域に定着していくよう、サポート体制の関係者は、次に掲げる(1)について、サポートチームは、次に掲げる(2)について、それぞれ助言及び指導を行うものとする。

(1) 第5条の経営発展支援事業計画及び初期投資促進事業計画等の作成に関する助言及び指導

(2) 第11条の就農状況の確認、助言及び指導  
(財産処分の制限)

第13条 市長は、交付決定者に対し、整備した機械・施設等を適正に管理運営するよう、その管理の方法について下記のとおり指導するものとする。

ア 市長は、交付決定者が整備した機械・施設等について、補助金の交付目的に沿った適正な管理を行わせるため、法定耐用年数に相当する期間に準じて処分制限期間を設定させるものとする。

イ 市長は、交付決定者に対し、機械・施設等の管理状況を明確にするため財産管理台帳を備え置かせるものとする。

ウ 市長は、交付決定者に対し、機械・施設等の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、管理運営日誌又は利用簿等を適宜作成し、整備及び保存させるものとする。

エ 市長は、交付決定者が作成した機械・施設等の管理運営日誌又は利用簿等を各年度に少なくとも一度提出させ、機械・施設等の管理状況を定期的に把握し、必要に応じて交付決定者に指導を行う等の適正な管理運営等が行われるように努めるものとする。

2 交付決定者は、整備した機械等について、処分制限期間内に補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、財産処分の承認申請書（様式第11号）を提出し、市長の承認を受けなければならない。

3 市長は、前号の規定により交付決定者から財産処分の承認申請書の提出があった場合は承認の可否を決定するとともに、その決定の内容を財産処分の承認決定通知書（様式第12号）により、当該交付決定者に通知するものとする。

4 交付決定者は、整備した機械・施設等について、処分制限期間内に天災その他の災害により被害を受けたときは、災害報告書（様式第13号）により直ちに市長に報告するものとする。

5 交付決定者は、整備した機械・施設等の移転若しくは更新又は生産能力、利用規模、

利用方法に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等を当該機械・施設等の処分制限期間内に行うときは、増築（模様替え、移転、更新等）届（様式第14号）により市長に報告するものとする。

（調査）

第14条 市長は、本事業が適切に実施されたかどうか及び本事業の効果を確認するため、交付決定者に対し、必要な事項の報告を求め、及び現地への立入調査を行うことができる。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年6月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年8月1日から施行する。